

# 塩化メチレンとトリクロロエチレンの 作業環境評価基準が変わります

2005年2月

クロロカーボン衛生協会

〒104-0033

東京都中央区新川1-4-1

住友不動産六甲ビル8階

電話：03 (3297) 0321

FAX：03 (3297) 0316

URL：<http://www.jahcs.org/>

厚生労働省は、同省告示第369号（官報第3946号 平成16年10月1日）で、労働安全衛生法第65条の2第2項の規定に基づき、作業環境評価基準（管理濃度）の一部を改正し、平成17年4月1日より適用する旨の告示をしました。

これにより、塩化メチレン（ジクロロメタン）の作業環境評価基準は50ppmに、またトリクロロエチレンのそれは25ppmになり、これまでの2分の1の濃度となりますので、ご注意ください。

平成17年4月1日以降は、作業環境測定を実施した場合、この値に基づいて作業環境測定結果の評価、結果の保存、評価の結果に基づく措置を実施するようお願い致します。

なお、クロロカーボンの取扱いに当たりましては、作業等者の健康障害を未然に防止するため、今までも増して適切な管理のもとで適正使用に努められますようお願い致します。

参考までにクロロカーボンの作業環境評価基準と日本産業衛生学会の許容濃度を対比して以下の表にまとめました。ただし、厚生労働省の「作業環境評価基準の適用について」（昭63.9.16 基発605号）には、「管理濃度は測定値を統計的に処理したものと対比すべきもので、個々の測定値と直接対比することはできず、個々の労働者の暴露濃度と対比することを前提として設定されている暴露限界（日本産業衛生学会の「許容濃度」、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-TWA等）とは異なるものであること」と記されていることを念のため付記します。

クロロカーボン名	厚生労働省 作業環境評価基準(ppm)	日本産業衛生学会 許容濃度(ppm)
塩化メチル	-	50
塩化メチレン	<u>50</u>	50
クロロホルム	10	10
四塩化炭素	5	5
トリクロロエチレン	<u>25</u>	25
テトラクロロエチレン	50	検討中
1,1,1-トリクロロエタン	200	200

\* 下線部分が平成17年4月1日より適用される値。他は変更なし。

[ 参 考 ( 有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則 よ り ) ]

### 1 . 作 業 環 境 測 定

A 測 定 ( 単 位 作 業 場 所 に お け る 環 境 大 気 中 の 平 均 的 な 状 態 を 把 握 す る た め の 測 定 ) と B 測 定 ( A 測 定 の 結 果 を 評 価 す る だ け で は 労 働 者 の 大 き な 曝 露 を 見 逃 す お そ れ が あ る と 考 え ら れ る 作 業 が 存 在 す る 場 合 に 行 う 特 定 の 場 所 の 測 定 ) と が あ り 、 試 料 の 採 取 方 法 及 び 分 析 方 法 は 作 業 環 境 測 定 基 準 第 13 条 に 定 め ら れ て い る 。 測 定 は 6 ヶ 月 以 内 ご と に 行 う 。

### 2 . 測 定 結 果 の 評 価

測 定 を 実 施 し た 事 業 者 は 、 作 業 環 境 評 価 基 準 に 従 っ て 、 作 業 環 境 の 管 理 の 状 態 に 応 じ 、 第 1 管 理 区 分 、 第 2 管 理 区 分 又 は 第 3 管 理 区 分 に 区 分 す る こ と に よ り 、 測 定 結 果 の 評 価 を し な け れ ば な ら ない 。 各 区 分 は 以 下 の そ れ ぞ れ の 状 態 を いう ( よ り 詳 細 に は 作 業 環 境 評 価 基 準 第 2 条 を 参 照 ) 。

管 理 区 分	作 業 場 の 状 態
第 1 管 理 区 分	当 該 単 位 作 業 場 所 の ほ と ん ど ( 95% 以 上 ) の 場 所 で 気 中 有 害 物 質 の 濃 度 が 管 理 濃 度 を 超 え ない 状 態
第 2 管 理 区 分	当 該 単 位 作 業 場 所 の 気 中 有 害 物 質 の 濃 度 の 平 均 が 管 理 濃 度 を 超 え ない 状 態
第 3 管 理 区 分	当 該 単 位 作 業 場 所 の 気 中 有 害 物 質 の 濃 度 の 平 均 が 管 理 濃 度 を 超 え る 状 態

\* 厚 生 労 働 省 安 全 衛 生 部 化 学 物 質 調 査 課 編 中 央 労 働 災 害 防 止 協 会 発 行 「 新 版 有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則 の 解 説 」 平 成 13 年 9 月 よ り

### 3 . 記 録 の 保 存

測 定 結 果 の 評 価 を 行 っ た 事 業 者 は 、 そ の 都 度 、 次 の 事 項 を 記 録 し て 、 3 年 間 保 存 し な け れ ば な ら ない 。

評 価 日 時

評 価 箇 所

評 価 結 果

評 価 を 実 施 し た 者 の 氏 名

\* 塩 化 メ チ レ ン は 「 健 康 障 害 を 防 止 す る た め の 指 針 」 ( 平 成 14 年 1 月 21 日 厚 生 労 働 省 公 示 第 12 号 ) に よ り 30 年 間 保 存 す る こ と と さ れ て い ま す 。

### 4 . 評 価 に 基 づ く 措 置

事 業 者 は 、 第 3 区 分 に 区 分 さ れ た 場 所 に つ い て 、 直 ち に 施 設 、 設 備 、 作 業 工 程 又 は 作 業 場 所 の 点 検 を 行 い 、 作 業 環 境 を 改 善 す る た め に 必 要 な 措 置 を 講 じ 、 当 該 場 所 の 管 理 区 分 が 第 1 管 理 区 分 又 は 第 2 管 理 区 分 と な る よ う に し な け れ ば な ら ない 。

ま た 、 作 業 者 に 有 効 な 呼 吸 用 保 護 具 を 使 用 さ せ る ほ か 、 健 康 診 断 の 実 施 そ の 他 作 業 者 の 健 康 保 持 を 図 る た め 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない 。

\*\*\*\*\*

ク ロ ロ カ ー ボ ン 衛 生 協 会 で は 、 他 の 溶 剤 に は 置 き 換 え 難 い 特 徴 を 有 す る 塩 素 系 溶 剤 を 未 永 く ご 愛 用 い た だ く た め に 、 各 種 法 規 制 に 則 っ た 適 正 な 使 用 と 管 理 方 法 の 普 及 、 ひ い て は 環 境 汚 染 の 防 止 を 積 極 的 に 推 進 し て い ま す 。

### ク ロ ロ カ ー ボ ン 衛 生 協 会 会 員 名 簿

種 類	会 社 ・ 団 体 名	種 類	会 社 ・ 団 体 名
正 会 員	旭 硝 子 株 式 会 社 関 東 電 化 工 業 株 式 会 社 信 越 化 学 工 業 株 式 会 社 東 亞 合 成 株 式 会 社 株 式 会 社 ト ク ヤ マ	準 会 員	ア ル ケ マ 株 式 会 社 ダ ウ ・ ケ ミ カ ル 日 本 株 式 会 社
		特 別 会 員	日 本 特 殊 化 学 工 業 株 式 会 社
		賛 助 会 員	株 式 会 社 ガ ス テ ッ ク 光 明 理 化 学 工 業 株 式 会 社 全 国 ク リ ー ニ ン グ 生 活 衛 生 同 業 組 合 連 合 会